

平成24年(モ)第1013号 訴訟記録閲覧等制限申立事件(以下「A事件」という。)

平成24年(モ)第1016号 訴訟記録閲覧等制限申立事件(以下「B事件」という。)

平成25年(モ)第1007号 訴訟記録閲覧等制限申立事件(以下「C事件」という。)

(基本事件 平成24年(ワ)第86号 不当利得返還請求事件)

## 決 定

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館

A事件申立人, B事件申立人, C事件申立人(基本事件被告)

ニューヨークメロン信託銀行株式会社

同代表者代表取締役

ドミニク・ファルコ

同訴訟代理人弁護士

大槻 健介

同

大高 利通

## 主 文

本件各申立てをいずれも却下する。

## 理 由

- 1 本件各申立ての趣旨及び理由は、各訴訟記録閲覧等制限申立書記載のとおりであり、申立人は、A事件、B事件、C事件において、それぞれ基本事件で提出した乙B3号証(「ローン債権信託契約に関する修正及び更新契約」の契約書の抜粋、和訳付き)、乙B6号証(上記契約書のうち受益権の種類について定めた15条のみを記載したもの、和訳付き)及び乙B45号証(サービシング契約の契約書の抜粋、和訳付き)につき、閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る旨の裁判を求めている。
- 2 民事訴訟法92条1項2号によれば、訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法2条6項所定のもの)が記載され、又は記録され

ている場合には、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る旨決定することができる」とされており、不正競争防止法2条6項所定の営業秘密とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないもの」をいう。

3. そこで検討するに、基本事件の一件記録によれば、申立人を被告とする過払金返還請求訴訟が全国各地で提起され、その中で、申立人が、証拠として申立人を一方当事者とする信託契約に係る契約書の抜粋（乙B3や乙B6に対応するもの）を提出し、同契約書に基づいて事実認定をした判決が多数あることが認められ（とりわけ甲7や乙B4では詳細に認定されている。）、このような判決において、上記信託契約の主要部分は既に明らかにされている。また、そもそも債権信託の基本的な仕組みについては、各種文献にも記載されている。

以上のような状況からすれば、仮に上記各文書（乙B3及び6）に申立人が蓄積したノウハウが記載された部分が存在するとしても、非公知の部分は、一般的な情報を除く極めて詳細な情報が記載された部分のみといわざるを得ず、閲覧等の制限の申立ては、訴訟記録中の秘密記載部分を特定してしなければならない（民事訴訟規則34条1項）ところ、申立人は秘密部分の特定をしようとしなさい。

以上からすれば、申立人が乙B3及び6に含まれると主張する「ノウハウ」の主要部分は既に広く公開されており、非公知の部分は特定されておらず、その余の点（秘密管理性や有用性）を検討するまでもなく、A事件及びB事件の各申立ては理由がないことになる。

なお、申立人は、債権の証券化において、対象債権から生じた現金の充当順序や、複数の種類の受益権を設定することの有用性を強調するが、配当等において優劣を設けること自体は一般に行われていることといえ、特段の創

意工夫は認められず、有用であることの疎明もないといわざるを得ない。

- 4 他方で、申立人を一方当事者とするサービシング契約に係る契約書の抜粋（乙B45に対応するもの）が、基本事件以外の事件において証拠として提出されていたかは不明であり、申立人を被告とする全国各地の過払金返還請求訴訟に係る判決においても、同文書に基づいて事実認定がされたかは不明である。

しかし、これらの判決において、信託契約及びサービシング契約を含む全体としてのスキームについては事実認定されており、その主要部分は明らかになっていて、仮に上記文書（乙B45）に申立人が蓄積したノウハウが記載された部分が存在するとしても、非公知の部分は、ごく一部の詳細な情報が記載された部分のみと解されるどころ、申立人は秘密部分の特定をしようとしなない。

また、申立人を一方当事者とするサービシング契約は、申立人が債権信託の委託者に対し、信託債権に係る金銭の回収等を委託することを主旨とするものであって、同契約に係る契約書に、保護に値する有用な情報が記載されていることの疎明もない。

いずれにしても、C事件の申立ても理由がないといわざるを得ない。

- 5 したがって、本件各申立てをいずれも却下することとし、主文のとおり決定する。

平成25年4月24日

函館地方裁判所民事部

裁判官 矢口俊哉